

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（通所型サービスA）  
社会福祉法人 依田窪福祉会  
デイサービスセンター和田 おたっしゅ倶楽部

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
（長野県指定 第2072200476号）

当事業所は利用者に対して介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業を提供します。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果が「要支援」と認定された方及び基本チェックリストで「事業対象者」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスの内容	3
6. 利用料金	4
7. 苦情の受付について	5
8. 緊急時の対応方法	5
9. 非常災害対策	5
10. 個人情報について	6
11. 第三者による評価の実施状況	6
12. 事業継続計画について	6
13. 虐待防止対策について	6
14. 身体的拘束の適正化	6
15. 衛生管理について	6
16. ハラスメント防止対策について	6
17. 記録の整備について	6

1. 事業者

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 依田窪福祉会   |
| (2) 法人所在地 | 長野県上田市下武石776番地1 |
| (3) 電話番号  | 0268-85-2202    |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 吉池順一        |
| (5) 設立年月  | 平成8年6月6日        |

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の種類

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（通所型サービスA）

平成18年4月1日指定 長野県2072200476号

※当事業所は依田窪福祉会が事業者となり、長和町に事業所を置いています。

### (2) 事業所の目的

認知機能の低下や閉じこもり予防のため、引きこもりがちな利用者や軽度認知症等のリスクのある利用者に、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、回復を図ることをもって生活機能の維持又は向上を目指します。

### (3) 事業所の名称

デイサービスセンター和田（おたっしゃ倶楽部）

### (4) 事業所の所在地

長野県小県郡長和町和田1492番地

### (5) 電話番号

0268-88-0077

### (6) 事業所長（管理者）氏名

城下 ゆかり

### (7) 当事業所の運営方針

利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を実施します。利用者の心身の状況、その置かれている環境等日常生活全般の状況を的確に把握し、地域包括支援センター等が行う介護予防サービス・支援計画に沿って個別支援計画を立て、利用者の介護予防に資するようサービス提供に努めます。

### (8) 開設年月

平成29年1月1日

### (9) 利用定員

15人

### (10) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

〔Ⅰ〕（予防）通所介護 長野県2072200476号

〔Ⅱ〕福祉有償運送事業 北長福第42号

〔Ⅲ〕高齢者生活福祉センター 長和町委託

## 3. 事業実施地域及び営業時間

### (1) 通常の事業の実施地域 長和町

### (2) 営業日及びサービス提供時間

営業日	火曜日・木曜日・金曜日
サービス提供時間	10時00分～12時00分
休業日	日曜日 年末年始（12月31日から1月2日） 但し、利用者の希望により営業する場合があります。
時間延長	13時00分まで希望に応じて延長します。

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して通所型サービスAを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準	勤務体制
1. 管理者（他事業所兼務）	1名	常勤
2. 介護予防運動指導員（介護職員兼務）	1名	常勤・専従
3. 介護職員（他事業所兼務） ☆利用者15名までは1名、その後は必要数配置します。	1名以上	常勤・専従
4. 運転手	必要数	

#### 5. 当事業所が提供するサービスの内容

通所型サービスAは、事業者が運営する事業所へ通っていただき、生活に関する相談及び助言、健康状態の確認や利用者に必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持回復を図るサービスです。

- (1) 血圧測定等の健康チェック
- (2) 介護予防に資する機能的なプログラムの実施
- (3) レクリエーションを含む生活指導
- (4) 個別支援計画の作成

##### 〈サービスの利用頻度〉

利用頻度は原則、要介護度に応じた回数となります。1回あたりの実施時間は2時間30分程度となります。利用する日や内容等については、介護予防サービス・支援計画に沿いながら、利用者及び契約者と協議の上決定し、個別支援計画に定めます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防サービス・支援計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

利用者の要介護度	利用頻度
事業対象者（基本チェックリストにより判定）	週1回
要支援1	週1回
要支援2	週2回まで

##### 〈利用の中止、変更、追加〉

利用予定日の前に、利用者の都合により、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（通所型サービスA）の利用を中止、変更、追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、個別支援計画に定めた実施回数、時間数等を大幅にする日や内容等については、介護予防サービス・支援計画に沿いながら、利用者及び契約者と協議の上決定し、個別支援計画に定めます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防サービス・支援計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者または契約者に提示して協議します。

## 6. 利用料金

### (1) 利用料金が介護保険から給付される場合

通所型サービスAの利用料は、長和町が定める額です。1回当たりの利用料金は以下の通りです。

1回あたりの基本料金（契約書第6条参照）

（1割負担及び2割負担の場合）

基本利用料 ※（注1）参照	送迎加算 （希望者）	利用者負担額 ※（注2）参照		
		1割	2割	10割
3,100円	往復 940円	404円	808円	4,040円
	片道 470円	357円	714円	3,570円

（注1）上記の基本料金は、長和町が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

（注2）利用料負担額は原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割負担の額）です。介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）\*

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

#### 〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超える通所型サービスAの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

②おむつ代 実費

③レクリエーション、クラブ活動の参加に伴う材料費 実費

④複写物を交付する場合は、実費をいただきます。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）\*

毎月10日すぎに前月分の請求をいたします。翌月20日に以下のいずれかの方法でお支払いください。ただし、当日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日とします。

お支払いいただきますと領収書を発行します。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

金融機関は信州うえだ農業協同組合がご利用できます。

イ. 下記指定口座への振込

信州うえだ農業協同組合 よだくぼ南部支所 普通預金 0108431

口座名 社会福祉法人依田窪福祉会

ウ. 事業所窓口での現金払い

つり銭のない様にご用意ください。

## 7. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）＊

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

通所型サービスA担当者 近藤 知子

○苦情解決責任者

管理者 城下 ゆかり

○受付時間 毎週 月曜日～土曜日（但し、1月1日～1月2日を除く）  
8：30～17：30

### （2）行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係		電話 026-238-1580
長和町町民福祉課高齢者支援係		電話 0268-68-3111
法人内	依田窪福祉会（法人本部）	電話 0268-85-2202
	依田窪福祉会居宅介護支援事業	電話 0268-85-2047
依田窪病院指定居宅介護支援事業所		電話 0268-68-2036

## 8. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、契約者、地域包括支援センター等へ連絡をし、対応します。

- ・緊急連絡先 氏名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_  
携帯電話 \_\_\_\_\_
- ・主治医 病院 \_\_\_\_\_ 医師名（科） \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

## 9. 非常災害対策

- ・非常時の対応 「緊急時マニュアル」に従い、全員で対応を実施いたします。
- ・防災設備 自動火災報知機、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回実施
- ・防災責任者 城下 ゆかり

## 10. 個人情報について

- (1) 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業所は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を洩らしません。この秘密保持は契約終了後も同様に守られます。
- (3) 事業者は、担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報を使用する場合は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとします。

### 11. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
	② なし		

### 12. 事業継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、継続的にサービスを実施するため、また非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画「事業継続計画」を策定し、従業員には必要な研修と訓練をします。

### 13. 虐待防止対策について

従業員による虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会を設置し、担当者を置き、従業員には指針に基づき研修をします。また、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は速やかに市町村に報告します。

### 14. 身体的拘束の適正化

身体拘束・対応の拘束の宣言」及び指針に基づき拘束をしない介護を目指します。緊急やむを得ない身体的拘束を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間等を記載した説明書、経過観察、検討記録などの記録の整備や適正な手続きを

### 15. 衛生管理について

利用者の使用する施設、備品、食器、その他の設備の衛生的な管理に努め、医薬品及び医療機器の管理も適正に行います。施設は感染症の予防及び発生時には蔓延しないよう、委員会を設置し担当者を置き、従業員には指針に基づき研修をします。

### 16. ハラスメント防止対策について

事業所職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメント防止のための方針の明確化等の措置を講じるものとします。

### 17. 記録の整備について

事業所は、利用者に対する通所型サービスAの提供に関する記録を整備し、その完了の日から2年間(苦情、事故等に関する記録は5年間)保管するものとする。

令和 年 月 日

通所型サービスAの提供の開始に際し、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

住 所 長野県小県郡長和町和田1492番地  
名 称 デイサービスセンター和田 おたっしゅ倶楽部  
代表者氏名 管理者 城下 ゆかり

説明者

デイサービスセンター和田 おたっしゅ倶楽部  
氏名

私は、契約書および本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所 長野県小県郡長和町

氏 名

契約者

住 所

氏 名

(利用者本人との関係 )

## 重要事項説明書付属文書

### サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約の締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れが無い場合には、契約はさらに更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了いたします。（契約書第15条参照）＊

- ①ご契約者が死亡した場合。
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合。
- ③事業者が解散した場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- ⑥ご契約者から解約または契約解除の申し出があった場合。（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合。（詳細は以下をご参照ください。）

### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）＊

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前（※最大7日）までに解約届出書を提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②ご契約者が入院された場合。
- ③ご契約者のケアプランが変更された場合。
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

## (2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）\*

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご契約者による、サービス使用料の支払いが3ヶ月以上（※最低3ヶ月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ご利用者並びにそのご家族等関係者から「暴言・暴力、強要、性的嫌がらせなどの行為」があった場合（合わせて関係機関への通報を行わせて頂く事もあります。）

## (3) 契約の終了に伴う援助（契約書第15条参照）\*

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行なうよう努めます。

## 個人情報の利用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、社会福祉法人依田窪福祉会 デイサービスセンター和田が、利用者および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で利用、提供、また収集することに同意します。

### 1、利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

### 2、利用目的

#### (1) 事業所内部での利用目的

- ①当事業所での利用者のお世話（介護）をする際に利用します。
- ②介護保険事務に利用します。
- ③介護サービスの利用に係る当事業所の管理運営業務のうち
  - ・入退所などの管理業務のために利用します。
  - ・会計、経理処理業務のために利用します。
  - ・事故、苦情などの報告のために利用します。
  - ・利用者に提供される、サービスの質の向上のために利用します。

#### (2) 他の事業者へ情報提供を行なう場合

- ①当事業所が利用者に提供するサービスのうち
  - ・利用者が受けられる、他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答に利用します。
  - ・利用者の診療等に当たり、外部の意思意見・助言を求める場合に利用します。
  - ・家族等への心身の状況説明に利用します。
  - ・業務委託をする上で必要な場合に利用します。
- ②介護保険事務のうち
  - ・保険事務の委託で必要な場合に利用します。
  - ・審査支払い機関へのレセプトの請求に利用します。
  - ・審査支払い機関または保険者からの照会への回答に利用します。
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等に利用します。

#### (3) 上記以外での利用目的

- ①介護サービスや、その業務の維持、改善のための基礎資料として利用します。
- ②当事業所において行なわれる学生等への実習協力に利用します。
- ③当事業所において行なわれる事例研究に利用します。
- ④外部監査機関への情報提供に利用します。

### 3、利用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しません。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前から、サービス終了後においても、第三者には漏らしません。
- (2) 個人情報を利用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

法人名 社会福祉法人依田窪福祉会  
事業者名 デイサービスセンター「和田」  
事業所長 城下 ゆかり  
(事業者連絡先 0268-88-0077)

令和 年 月 日

ご本人（利用者）	
住所	氏名
契約者（利用者代理人）	
住所	氏名
続柄（利用者本人との関係）	